

議案第 57 号

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 15 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 4 月 1 日前に学習交流施設の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る廃止前の市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

## 理 由

学習交流施設の利用状況等を勘案し、想定した政策効果を達成することが困難であると判断したことから、同施設を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。